

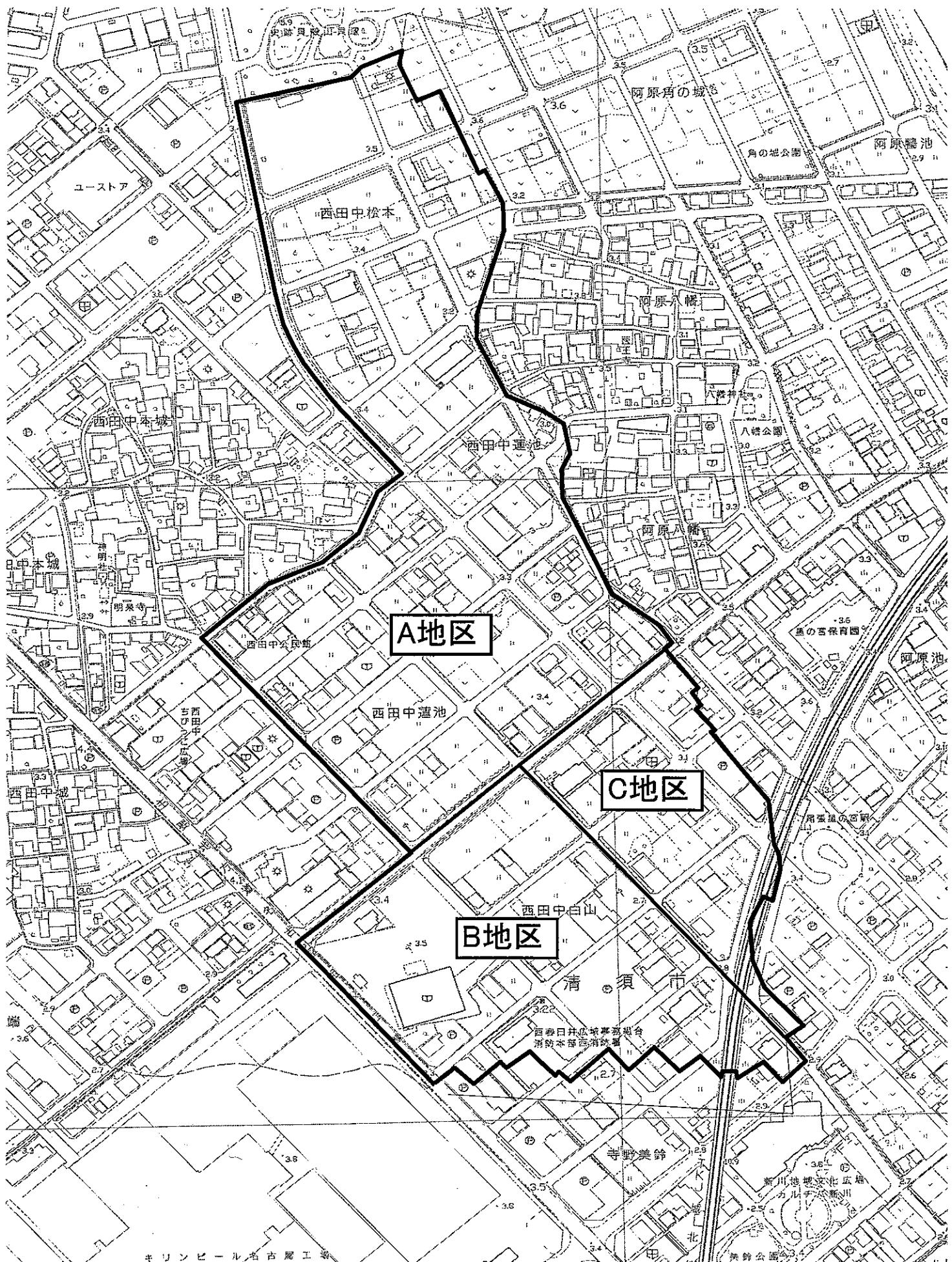
## 西田中地区計画に定められた内容の解説

地区の区分	区分名称	A 地 区	B 地 区	C 地 区
	区分面積	約 10. 4 ha	約 4. 5 ha	約 2. 4 ha
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 建築物に付属する自家用倉庫その他これらに類するもので、床面積の合計が同一敷地内にある建築物（倉庫その他これらに類する用途に供する部分を除く。）の延べ床面積の合計の3分の1を超えるもの。</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 工場（パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営むもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）を除く。）</p> <p>2 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>3 ホテル又は旅館</p> <p>4 床面積の合計が15平方メートルを超える規模の畜舎</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 倉庫（ただし、建築物に付属する自家用倉庫、その他これらに類するもので、床面積の合計が、同一敷地内にある建築物（倉庫その他これらに類する用途に供する部分を除く。）の延べ床面積の合計の3分の1を超えるもの）</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>2 ホテル又は旅館</p> <p>3 自動車教習場</p> <p>4 床面積の合計が15平方メートルを超える規模の畜舎</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 倉庫（ただし、建築物に付属する自家用倉庫、その他これらに類するもので、床面積の合計が、同一敷地内にある建築物（倉庫その他これらに類する用途に供する部分を除く。）の延べ床面積の合計の3分の1を超えるもの）</p>	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>1 ボーリング場、スケート場、ゴルフ練習場、バッティング練習場その他これらに類するもの</p> <p>2 ホテル又は旅館</p> <p>3 自動車教習場</p> <p>4 床面積の合計が15平方メートルを超える規模の畜舎</p> <p>5 倉庫業を営む倉庫</p> <p>6 倉庫（ただし、建築物に付属する自家用倉庫、その他これらに類するもので、床面積の合計が、同一敷地内にある建築物（倉庫その他これらに類する用途に供する部分を除く。）の延べ床面積の合計の3分の1を超えるもの）</p>

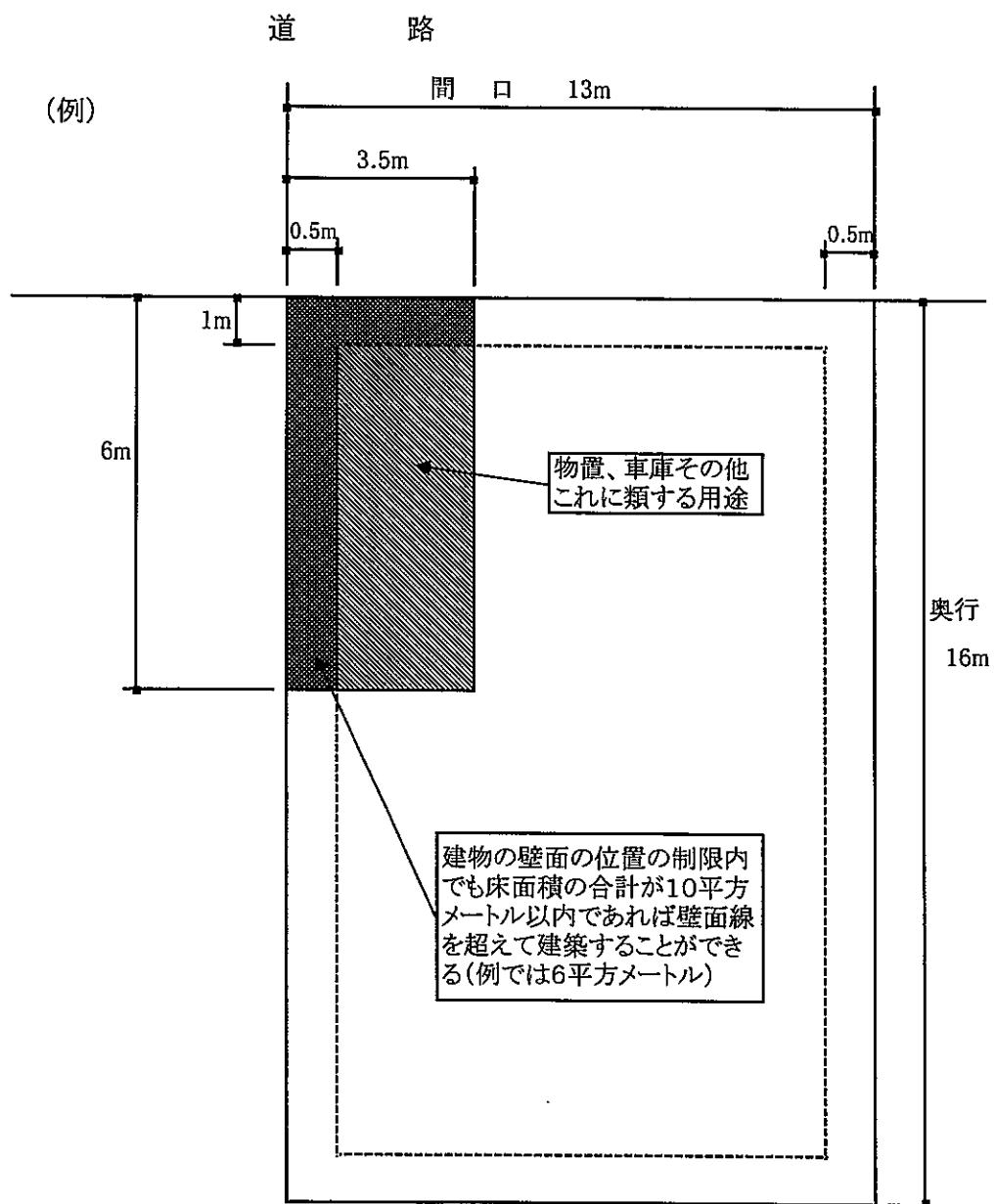
	<p>模の畜舎</p> <p>6 倉庫(ただし、建築物に付属する自家用倉庫、その他これらに類するもので、床面積の合計が、同一敷地内にある建築物(倉庫その他これらに類する用途に供する部分を除く。)の延べ床面積の合計の3分の1以内であるものを除く。)</p>	<p>3分の1以内であるものを除く。)</p>
建築物の壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する高さ2メートルを超える門若しくはへいから、道路境界までの水平距離は、1メートル以上とし、これらから隣地境界までの水平距離は、0.5メートル以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。</p> <p>建築物に付属する物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内の建築物又は建築物の部分</p>	<p>建築物の外壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する高さ2メートルを超える門若しくはへいから、道路境界までの水平距離は、1メートル以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。</p> <p>建築物に付属する物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の</p>

		高さが 2.3 メートル以下で、かつ 壁面の位置の制限 の距離に満たない 部分の床面積の合 計が 10 平方メー トル以内の建築物 又は建築物の部分
かき又はさく の構造の制限	かき又はさくは、生垣あるいは透視性のあるフェンス・ 鉄さく等とし、ブロック塀等これに類するものは設置して はならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これ に類するものの高さが 0.6 メートル以下のもの又は、門 柱にあってはこの限りでない。	

# 西田中地区計画区域図



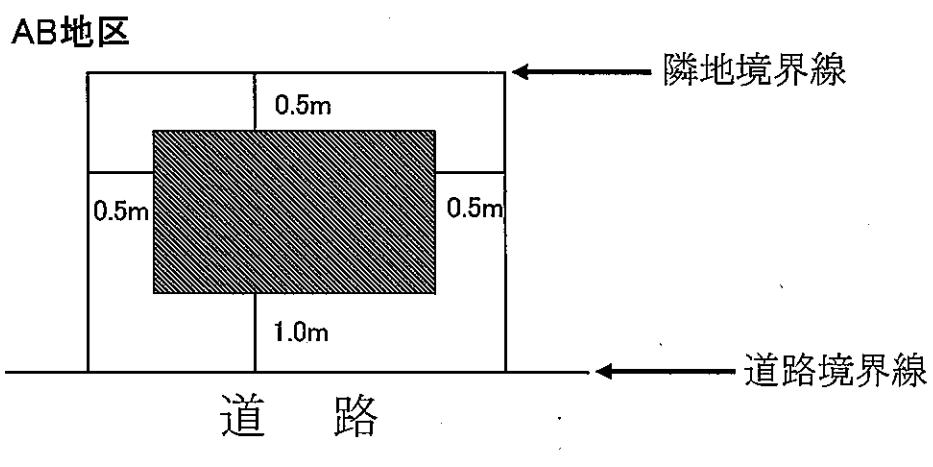
物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10平方メートル以内の建築物又は建築物の部分



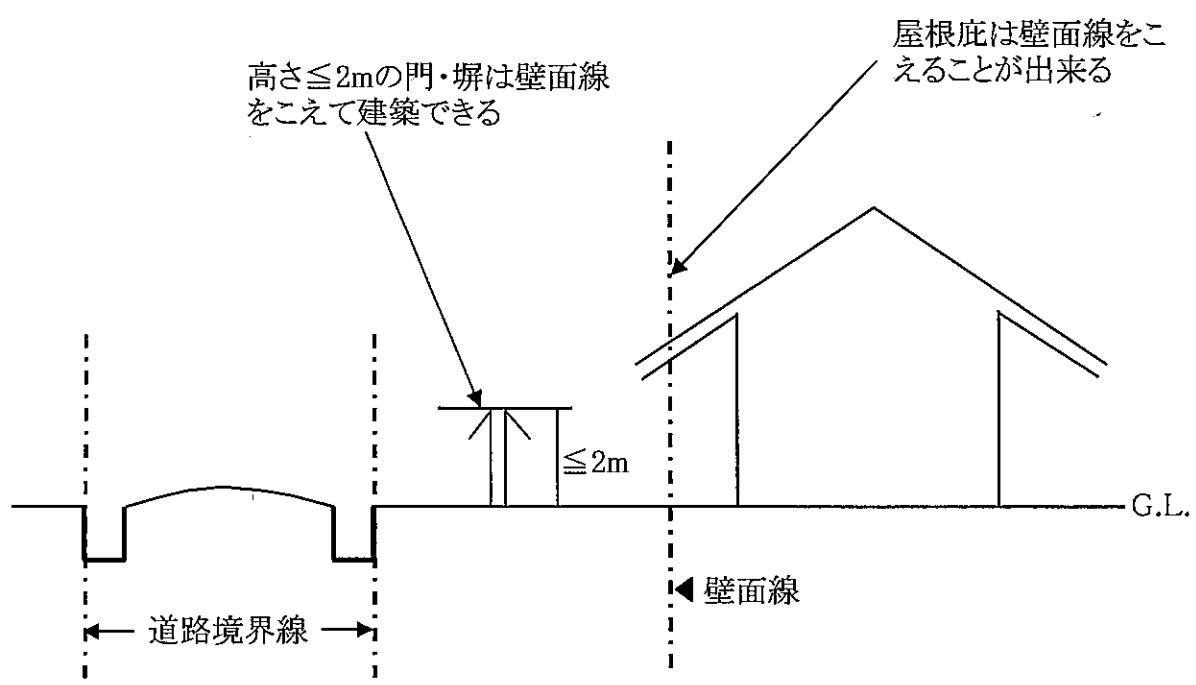
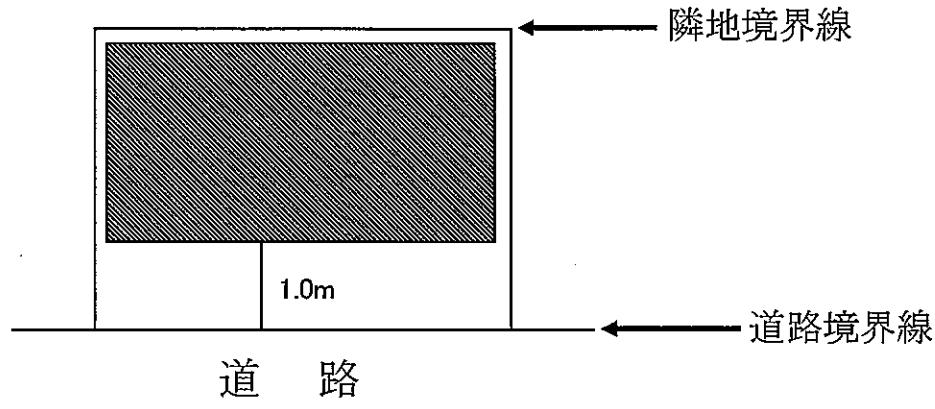
建築物の高さの最高限度	建築物の高さ最高限度は、10メートルとする。 (A地区のみ)
-------------	-----------------------------------

建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さが5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

建築物の壁面の位置の制限	建築物の壁若しくはこれに代わる柱又は建築物に付属する高さ2メートルを超える門若しくはへいから、道路境界までの水平距離は1メートル以上とする。ただしAB地区については隣地境界までの水平距離0.5メートル以上とする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。
--------------	---



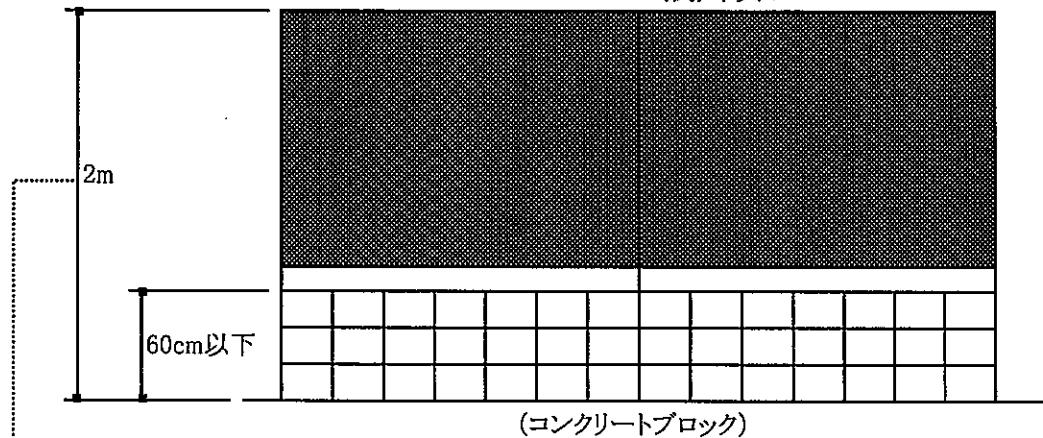
C地区



かき又はさくの構造の制限	かき又はさくは、生垣あるいはフェンス・鉄さく等とし、ブロック塀等これらに類するものは設置してはならない。ただし、フェンス等の基礎でブロック等これに類するものの高さが0.6メートル以下のもの、又は門柱にあってはこの限りでない。
--------------	--

(注:フェンス・鉄さく等は透視性のあるもの)

(例) ネットフェンス



この高さが2mを超えるものは、壁面の位置の制限に定める距離をとってください。

(例) パイプフェンス

